



行政書士ADRセンター東京

2016年1月18日
行政書士ADRセンター東京

『ペットトラブルシンポジウム』 ～ ペットの譲渡を巡るトラブルをADRで解決！ ～ (後援 法務省、東京都、目黒区) 開催のお知らせ

行政書士ADRセンター東京では、2016年2月24日(水)、ペットの譲渡を巡るさまざまなトラブルの解決方法を考えるイベント『ペットトラブルシンポジウム』～ ペットの譲渡を巡るトラブルをADRで解決！～を開催いたします。

ペットの譲渡を巡っては、譲渡元と譲渡先とで条件が折り合わなかったり、譲渡を受けたペットが病気にかかっていたり、譲渡時に約束した条件と実際の飼育環境が異なっていたりなど、さまざまなトラブルが起きています。そこで、行政書士ADRセンター東京では、ペットの譲渡を巡る問題を共に考え、事前にトラブルを防ぐ方法や、トラブルになってしまった場合の解決方法を提案するため、このシンポジウムを開催いたします。

前半は、東京都動物愛護相談センター、獣医師、行政書士といった3人の専門家たちが、ペットの譲渡の現状やトラブルの実態、予防策などについての講義を行います。後半は、行政書士ADRセンター東京の調停人たちが、ペットの譲渡を巡るの典型的なトラブルを題材に、模擬調停を行います。

今回は、昨年まで開催し好評であった『地域猫シンポジウム』からテーマを拡大し、“ペットの譲渡を巡るトラブル”をサブタイトルに掲げて開催いたします。このシンポジウムを通して、ペットの譲渡を巡るトラブルの解決には「調停(話し合い)」という方法があることを、多くの方々に知っていただければ幸いです。



※写真はイメージです

【本件に関するお問い合わせ先】

行政書士ADRセンター東京(センター長 光永 謙太郎)

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 <http://adr.tokyo-gyosei.or.jp>

TEL: 03-5489-7441 (受付時間 火・木・土曜日 10:00～16:00) FAX: 03-5456-6839

広報担当 大槻美菜

※受付時間以外は、留守番電話にメッセージを残していただけましたら、折り返しのご連絡をさせていただきます。

『ペットトラブルシンポジウム』

～ ペットの譲渡を巡るトラブルをADRで解決！ ～ 概要

■日 時：2016年2月24日（水） 18:00～20:00（受付：17:30～）

□第1部：ペットの譲渡に関する専門家による講義

- 東京都動物愛護相談センター 多摩支所 村田 有紀 様
- ハナ動物病院 院長 太田 快作 様
- 行政書士ADRセンター東京 センター長 光永 謙太郎

□第2部：ペットの譲渡を巡るトラブルをテーマにした「模擬調停」

■会 場：東京都行政書士会「行政書士会館」地下講堂

■参加費：無料

■主 催：行政書士ADRセンター東京

■後 援：法務省、東京都、目黒区

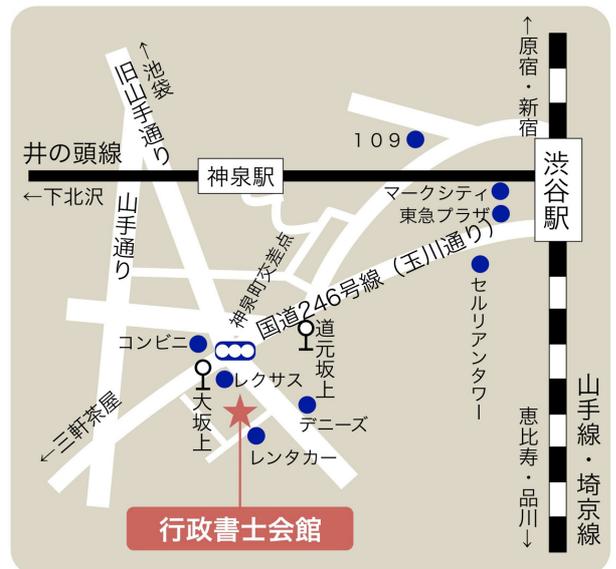
会場「行政書士会館」のご案内

住所：東京都目黒区青葉台 3-1-6

電話：03-3477-2881

アクセス：

- ①JR「渋谷駅」西口から、徒歩約13分
- ②JR「渋谷駅」西口バスターミナル34番より
東急バス「上町」行きに乗車、
「大坂上」バス停下車、徒歩約3分
- ③京王井の頭線「神泉駅」から、徒歩約8分



行政書士ADRセンター東京とは

行政書士ADRセンター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第30号）を取得している調停実施機関です。調停では、専門のトレーニングを受けた行政書士が調停人となり、トラブル解決をサポートいたします。

ADRとは

ADR（裁判外紛争解決手続）とは、「訴訟手続によらずに民事上の紛争解決をしようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第1条）とされており、仲裁手続や調停手続などがこれにあたります。